○厚生労働省令第百四十二号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十一日

厚生労働大臣　根本　匠

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令の一部を改正する省令

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人東洋療法研修試験財団（平成二年三月二十八日に財団法人東洋療法研修試験財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都台東区上野七丁目六番五号	平成四年十月一日

改正前
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関として次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人東洋療法研修試験財団（平成二年三月二十八日に財団法人東洋療法研修試験財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区芝大門一丁目十六番三号	平成四年十月一日

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令の規定は、平成三十年七月二十三日から適用する。